

令和8年度玉野市芸術・文化振興助成事業 募集要項

1 趣旨

市内各地区に伝わる文化・芸能等の保存育成並びに新たな文化・芸能等の創造を促すため、活動に対する助成を行うことにより、本市の芸術・文化の一層の発展に資するとともに、それらの活動を通じて連帯感の醸成を図るものです。

2 応募資格

市内に伝わる文化・芸能等の保存育成、並びに新たな文化・芸能等の活動を行っている市内の団体。

但し、過去に助成を受けた団体は、助成を受けた年度を含む5年間は申請することはできません。

3 助成の内容

対象経費	助成率(限度額)
備品購入、備品修繕費、施設整備費、消耗品費(衣装等)、印刷費	対象経費の2/3 (18万円)

4 申請手続

- (1)申請書類 ①令和8年度玉野市芸術・文化振興助成金交付申請書(様式第1号)
②事業計画書(様式第2号)
③収支予算書(様式第3号)
※①～③の書類をそろえて提出してください。
※①～③以外に、活動、団体に関する規約、定款、会則、規則等がある場合はご提出ください。
※申請書類は、社会教育課、各公民館にあります。

(2)受付期間 令和8年7月1日(水)から7月31日(金)まで

5 助成金の交付決定

- ・提出書類を確認し、助成金の交付が適当かどうか審査した上で、予算の範囲内で交付団体(1団体程度)を決定します。
- ・複数の申請があった場合は、初めて申請する団体を優先します。また、必要に応じて抽選により交付団体を決定します。

- * 令和8年度内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の事業に限ります。
- * 事業終了後に、事業内容及び会計についての報告義務があります。

6 提出・問合せ先

玉野市教育委員会社会教育課
文化振興係 新、本郷
電話番号 (0863)32-5577